

柏原市立法善寺保育所民営化移管先法人募集要領

柏原市立法善寺保育所について、移管により運営する法人を以下のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称・所在地等

名 称	所 在 地	定員	開設年
柏原市立法善寺保育所	柏原市法善寺 3 丁目 801 番地	150 名	昭和 48 年

2. 保育所の移管年月日

平成 28 年 4 月 1 日

3. 財産譲渡等

(1) 保育所用地

土地使用貸借契約書を交わし、契約期間は 5 年を期限として、無償で貸与する。ただし、5 年経過後の土地貸借については、市と協議すること。

(2) 建物等

建物、プール、その他工作物等（以下「建物等」という。）については、建物等譲与契約書を交わし、現状のまま無償譲渡する。ただし、当該建物については平成 25 年に国庫補助を受けて耐震工事を実施していることから、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」の適用を受ける。

※ 低年齢児保育を実施するにあたり必要となる施設改修（調乳室の確保）については、平成 27 年度中に市で実施することを予定。

※ 建物等の無償譲渡については、市議会の議決が必要なため、議決後に締結する。万一、議決が得られず、損害を与えることがあっても、市は賠償の責めを負わないものとする。

(3) 保育所物品等

現保育所の備品は無償で譲渡する。（パソコン及びその周辺機器、ソフトウェアなどの情報関連機器等を除く。）

その他新たに必要とする備品は、移管先法人において調達すること。

※ 自園調理を行うにあたり、必要となる厨房機器の調達に係る経費については、市からの補助を予定。（限度額有）

(4) その他

① 貸与を受けた土地、無償譲渡を受けた建物等及び備品については、保育所の用途以外に使用しないこと。ただし、法令等に基づいて認定こども園に移行する

場合は、市と協議を行うこと。

また、災害発生時又は公の選挙の際には、土地、建物等及び備品の使用について、市に協力すること。

- ② 無償譲渡を受けた建物等については、移管先法人が所有権登記後、直ちに法人の基本財産に編入すること。
- ③ 移管後の土地及び建物等の維持管理については、移管先法人が責任をもって自己負担で行うこと。

4. 応募条件

別添「柏原市立法善寺保育所民営化移管先法人応募条件」のとおり

5. 選考審査

- (1) 一次審査 書類等による審査。応募多数の時は、二次審査への通過法人数を絞り込むことがあります。
- (2) 二次審査 面接による審査及び応募法人運営保育所への視察。

※ 審査については、柏原市保育所民営化事業者選考委員会が行います。

※ 一次審査及び二次審査の合計得点により、運営候補法人を選定します。

※ 応募が1法人である場合、もしくは、応募がなかった場合は、募集期間を延長するなど、複数の応募法人の募集に努めるものとします。ただし、このような方策を講じても、応募が1法人となった場合は、選考委員会が定める選考基準に基づき、選考できるものとします。

6. 応募の手続き等

(1) 申込書類等の配布

期 間 : 平成26年12月8日(月)から平成26年12月19日(金)まで
午前9時～午後5時15分

※ 日曜日、土曜日を除く

配布場所 : 柏原市健康福祉部こども政策課

※ 電子ファイルを希望される場合は、市のホームページからダウンロードしてください。

(2) 現地視察

日 時 : 平成26年12月23日(祝)午前10時から

場 所 : 柏原市立法善寺保育所

※ 応募する法人は、出席いただくことを原則といたします。

都合により当日欠席となる場合は、事前連絡をお願いします。あらためて予備日を設定いたします。

※ 平成26年12月15日(月)から平成26年12月19日(金)までに参加申込書(別紙)を提出してください。

※ 現地視察への参加は、1法人につき3名以内とします。

(3) 質問の受付

期 間 : 平成26年12月19日(金)午後5時15分まで

※ 所定の質問票を利用してFAX又はEメールで提出してください。

回答については、市のホームページで公開します。

(4) 申込書の提出

期 間 : 平成27年1月6日(火)から平成27年1月9日(金)まで
午前9時～午後5時15分

受付場所 : 柏原市健康福祉部こども政策課
(直接ご持参ください。郵送による受付はいたしません。)

提出書類 : 別紙「柏原市立法善寺保育所民営化移管先法人申込書」及び
同申込書に定める各種書類

提出部数 : 7部(正本1部、写し6部)

7. その他

(1) 提出された応募書類は返却いたしません。

(2) 応募書類作成に必要な費用は、法人の負担とします。

(3) 選考委員会での結果については、選定された法人名を市のホームページで公表します。

(4) 提出された応募書類は、柏原市情報公開条例の規定に基づき公開対象となります。ただし、当該条例における不開示情報に該当する場合は、この限りではありません。

(5) 民間保育所に対する補助制度については、別添「柏原市民間保育所運営費補助要綱」を参照してください。

(6) 当要領における日程等については、変更する場合があります。

(問合せ先) 柏原市健康福祉部こども政策課

住 所 柏原市安堂町1番55号

電 話 072 - 943 - 4811

F A X 072 - 973 - 3782

Eメール kodomoseisaku@city.kashiwara.osaka.jp